

都市再生緊急整備地域の拡大等の申出について

本市では、国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線神奈川県駅の設置、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の開通等の広域交通ポテンシャルを活かし、首都圏南西部の広域交流拠点としてのまちづくりに取り組んでいます。

この度、橋本駅周辺地区と相模原駅周辺地区を核とした一体的なまちづくりを進めていくため、都市再生特別措置法に規定する「都市再生緊急整備地域」として定められた「相模原橋本駅周辺地域」の拡大等について、次のとおり国に申し出ましたのでお知らせします。

- (1) 拡大後の地域名
相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域
- (2) 区域
別添図面のとおり

都市再生緊急整備地域

都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、国が政令で指定する地域です。

同地域においては、土地利用規制の緩和、都市計画の提案制度の利用、事業認可等の手続期間の短縮、民間プロジェクトに対する金融支援及び税制措置を受けるための国土交通大臣の認定等の特別な措置を受けることができます。

< 担当課 >

リニアまちづくり課

電話:042-707-7047

相模原駅周辺まちづくり課

電話:042-707-7026

相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域

